

平常時の活動

災害対応としての平常時活動は、大きくは、地震災害発生時の活動に備えて行う震前対策と、地域の被災量を小さく抑えるための防災対策（耐震性向上）に分けられる。

このうち国または地方自治体の震前対策については、被災建築物応急危険度判定必携に詳述されているが、建築士会の震前対策はこれに整合し、協力する形で策定される必要がある。一方、地震災害発生時の被災量を小さく抑えるための防災対策としては、一般市民に向けた防災意識向上のための行事から、建築士向けの、災害に強いまちづくり研修等含む幅広い内容があり、建築士会が主体的に企画立案、実施するように図るものとする。

1 体制の整備

各建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会は、それぞれ本要綱の目的を果たすために必要な組織、体制の整備を図るものとする。中でも、地震災害発生時の緊急情報伝達システムの確立は、効率的で実効性のある判定活動を行う上で欠かすことのできない課題であり、各建築士会は地方自治体との協力によって、密度の高い連絡網の整備に努めるものとする。（震前、第8）

このネットワークは、建築士会の平常時活動についての情報交換の手段としても活用し、併せて建築関係他団体を網羅した連絡網としても整備することが望まれる。

2 建築士会の震前対策

1) 各建築士会は地震災害発生時、地方自治体から要請される判定業務等の支援活動に的確に応えられるように、日頃から地方自治体が行う震前対策に積極的に参画し協力するものとする。その一環として、都道府県が主催する地方被災建築物応急危険度判定協議会に他の建築関係団体と共に参画し、地方自治体の災害担当部門並びに地域の建築関係団体担当者と連携して、都道府県要綱について情報交換を行い、判定の円滑な実施に備えるものとする。（要綱 第7、第8）

2) 日本建築士会連合会は、国土交通省から支援活動の要請を受けた場合に備えて、全国被災建築物応急危険度判定協議会に会員として参画して、国土交通省の災害対策部門及び建築関係団体と情報交換を行い、連携して要綱の策定をはじめ必要な事項について協力するものとする。

3 災害に強い建物づくり、まちづくり活動

建築士会は、建築士が日常業務を通じて、地震災害に強い建物づくり、まちづくりを実現するために、また、一般市民の防災意識の向上のために有効な事業を行うものとする。

特に、老朽化の進んだ木造住居系建物の中には、地震に弱いものが多いことから、これらの建物の耐震性を強化することは、地域社会の被災量を抑えるうえで重要であり、全国の建築士会共通の課題として取り組めるよう努めるものとする。

4 防災訓練等

建築士会は、地震災害発生時の支援活動に備えて防災訓練、講習会等を実施するものとする。

防災訓練は、判定業務が効率よく行われるように、都道府県においても定期的を実施することが義務づけられている。地震災害発生時、地方自治体と一体となって、効率のよい支援活動を展開するため、建築士会は都道府県の防災訓練等に積極的に協力し、参画するものとする。

(震前、 第6、第7)